

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 五九
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五九
- 土地改良区の設立について認可した件 六〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 六〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇
- 道路の区域を変更する件 六二
- 道路の供用を開始する件 六二

告 示

福島県告示第六百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年十一月四日から平成二十九年三月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

有限会社おもちゃの店さいとう

代表取締役 斉藤 哲夫

福島県白河市昭和町百五十六番地

株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司

福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

有限会社西吾妻ブナ林本舗

代表取締役 佐藤 邦男

福島県耶麻郡北塩原村大字松原字小野川千八十二番地十二

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司

福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

株式会社山一ベジフル

代表取締役 岩崎 多喜子

福島県郡山市大槻町字向原百十四

三 変更した年月日

平成二十六年九月三十日

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

有限会社遠藤商事

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十一月四日から同年十二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、南会津町土地改良区の設立について、平成二十八年十月二十六日認可した。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字石伏字後口山二八四の七八、二八四の一四四、二八四の一四五、大字只見字向山二八三二の二一、二八三二の二二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字荒島字三田山四九〇の六、大字只見字後山二四七六の一、二四七六の九五、二四七六の二三〇
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 笹木久五郎 遠藤一郎 遠藤楠寿 遠藤義明 遠藤長利 下山田一 下山田保精
 下山田孝一 岩崎大吉 吉田久一 吉田忠太 吉田房明 吉田銀地 金子吉三郎
 駒木根勘次 駒木根多平 駒木根康 駒木根正栄 広井浅吉 佐々木宝 佐藤福之助
 齋藤六郎 齋藤郁朗 山野一 山野勇 山野太一 山野昭平 山野武信 山野玄夫
 山野義三 山野義亮 山野義宗 山野茂司 志賀久四郎 志賀保四郎 志賀定吉
 志賀秀吉 志賀義弘 手戸結 小野安 深谷梅尾 上遠野敏雄 井沢芳雄
 生田目博太郎 生田目安広 生田目富弥 生田目富次 生田目左一 生田目彦一
 生田目松男 生田目楠行 生田目正一 生田目武雄 生田目重好 星勝義 足立銀之助
 大竹好信 馬上清 平子之吉 芳賀清市 瀬谷伊世三 瀬谷定雄 瀬谷寛一
 瀬谷晴 瀬谷福次郎 緑川一市 緑川等 鈴木コウ 蓮実俊夫 蓮実英一 山野

旺胤 山野義亮 山野茂司 瀬谷國重 瀬谷國重 永瀬直人 西光寺 古澤須賀子
 古沢富忠 高木アエ子 高木孝男 高木幸三 高萩茂 榎田健次郎 榎田勝俊
 榎田友七 榎田敏雄 榎田運吉 蛭田五六 蛭田喜代子 蛭田幸 蛭田幸男 蛭田
 広仲 蛭田庄司 蛭田敏男 小沢義雄 上原浅一 常盤リイ 常盤数馬 水添七之
 助 井沢平雄 石森清正 石森米治 丹野要 大谷トシ 羅知要

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十八年福島県告示第六百十六号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 大友金吾 大谷定吉 鈴木治助 鈴木源之助 大友喜作 岩下七郎兵衛 鈴木滝次郎 松本直吉 岩下松吉 鈴木幸重 鈴木角次 永山清吉 鈴木留吉 塩捨五郎 香高忠次郎 白土正寿 鈴木源平次 山廻邊春吉 高橋平吉 永山末松 比佐清吉 臼井房吉 比佐仙吉 金沢安太郎 鈴木増吉 山野邊一郎 永山菊次 鈴木アキ 鈴木勝太郎 遠藤捨五郎 鈴木栄 山廻邊徳之助 遠藤房吉 比佐閣隆 高羽常太郎 高羽義男 鈴木實 鈴木初造 會川與市郎 會川梅吉 鈴木富弥 會川唯一 門馬寅之助 鈴木龍助 吉田親松 吉田亀治 高田光司 鈴木源平 渡辺芳三郎 會川栄五郎 渡辺アサ
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年農林水産省告示第六百七十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道小名 浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡 路五番三地从先から 同 市平豊間字下町 五〇番一地从先まで	A	A	一一・三〇	二二七・八
		B	B	一〇・四〇 五九・二〇	二九〇・一

（道路計画課）

福島県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡路五番三地从先から 同 市平豊間字下町五〇番一地从先まで	平成二十八年十一月七日

（道路計画課）

